住宅　新築建築物の省エネ計算の概要

http://www.wanisekkei.co.jp　〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町一丁目9-23 アートスリービル 4F TEL 022-261-6620 FAX 022-261-6520
鰐設計　（担当）近藤 kondo@wanisekkei.co.jp　小島原 kojimahara@wanisekkei.co.jp

延べ床面積規模	評価方法	評価項目
特定住宅（建売住宅）	住宅事業建築主の判断基準	・対象：**年間150戸以上**の戸建建売住宅を供給する住宅事業建築主 ・平成25年までの達成を義務付け、対象事業者には定期報告の義務を課す 1 総合省エネ基準 「住宅事業建築主の判断基準」に規定する、住宅の断熱性能と建築設備の効率性を一次エネルギー消費量の算定に基づき総合的に評価する指標（基準達成率）が100%以上となること 2 断熱性能基準 住宅の断熱措置が「省エネ判断基準」（平成11年基準）に相当すること
住宅 ／ 第一種特定建築物 ／ 2,000㎡以上 2,000㎡未満	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置	A・B・Cのうちいずれか一つを選択し計算する。 **建物全体で評価（性能評価）** **A 床面積当たりの年間暖冷房負荷の基準** 地域区分 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ 基準値 390 390 460 460 350 290 単位：MJ/(㎡・年) ※年間暖冷房負荷の計算には、特別評価方法認定を受けた計算プログラムが必要 **B 1 熱損失係数（Q値）に関する基準** 地域区分 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ 基準値 1.6 1.9 2.4 2.7 2.7 3.7 単位：W/(㎡・K) **2 夏期日射取得係数（μ値）に関する基準** 地域区分 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ 基準値 0.08 0.08 0.07 0.07 0.07 0.06 単位：無次元 **各部位で評価（仕様基準）** **C 1 躯体の断熱性能に関する基準** ※ □ 断熱材の種別及び厚さ ※ □ 断熱材の熱抵抗値（R値） ※ □ 一般部の熱貫流率（U値） 2 開口部の断熱性能 ※ □ 建具の種別及びガラスの種別 ※ □ 開口部の熱貫流率（U値） 3 開口部の日射遮蔽性能 ※ □ ガラスの種別及び付属部材（ブラインド等）、庇・軒等の有無 ※ □ 断熱材の日射侵入率（η値） ※1～3項目必須でそのうちカッコ内の一つを選択して評価
行為規模は300㎡以上に適用	共用部分の設備機器に対するエネルギー効率的利用のための措置	1～5のうち該当するものを計算する。 **1 空気調和設備** 対象：住棟セントラル方式による空調設備を採用する □ 省エネ措置の留意事項を定性的に示す（4項目） 1 室等の空調負荷の特性等に配慮して空調設備システムの計画を策定する 2 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定する 3 適切な空調設備の制御方法を採用する 4 エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用する **2 空気調和設備以外の換気設備** 対象：・定格出力が5.5kW以上、三相電源により駆動される機器（共用部に設けるもの） ・給気を冷却あるいは加熱する厨房 ・本来換気で行うべき場所を冷房する場合（電気室やボイラー室等） ※下記性能基準および仕様基準のどちらか一つを選択して評価 □ **性能基準（CEC/V）** **基準値：1.0**　□ **仕様基準（ポイント法）** **基準値：100点以上** **3 照明設備** 対象：居住環境上必要な照明を確保するために屋内に設けられたもの（共用部に設けるもの） ・「明視性」の確保：全般照明、建築物内部の天井、壁部分に設置 ・「明視性」及び「快適性」確保：壁灯等、ポーチ、外壁など建築物のごく近傍 □ **性能基準（CEC/L）** **基準値：1.0** **4 給湯設備** 対象：住棟セントラル方式による給湯設備を採用する □ 省エネ措置の留意事項を定性的に示す（3項目） 1 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した適切な配管設備計画を策定する 2 適切な給湯設備の制御方法を採用する 3 エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用する **5 エレベーター** 対象：・主導線に使われるトラクションタイプのロープ式乗用エレベーター ・階数に応じて対象とする。 ① 3階建て以下：全て対象 ② 4～15階建て以下：2台以上設置の場合 ③ 16階建て以上：3台以上設置の場合 ※下記性能基準および仕様基準のどちらか一つを選択して評価 □ **性能基準（CEC/EV）** **基準値：1.0**　□ **仕様基準（ポイント法）** **基準値：100点以上**
300㎡以上 300㎡未満 上記以外の住宅		**1 努力義務（従来通り）**

項　目			H22.4.1施行分(2010年4月以降)	
届出対象建築物			第一種特定建築物	第二種特定建築物
届出対象となる行為			新築、増改築、及び大規模修繕等	新築、増改築
建築に係る届出	行為規模	新築	2,000㎡以上 （※1）	300㎡以上 （※1）
		改築	改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上、又は、改築に係る建築物の床面積の合計の1/2以上	改築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上、又は、改築に係る建築物の床面積の合計の1/2以上
		増築	増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上	増築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上、かつ、増築に係る部分の床面積が増築前の建築物の床面積の合計以上
		大規模修繕等	下表による	－
	届出書類		届出書　正副2通	
			外壁、窓等に係る省エネ措置内容を表示した各階平面図、断面図、空気調和設備等に係る省エネ措置を表示した機器表（昇降機は仕様書）、系統図、各階平面図	
	届出期日		工事着手の21日前	
	罰則	省エネ措置が判断基準に対し、著しく不十分な場合の措置	指示、公表（指示に従わない場合）	勧告
			命令（正当な理由なく、指示に従わない場合） ※命令にあたっては、学識経験者の意見を聞くこと	
			命令違反⇒100万円以下の罰金	
		届出義務違反に係る措置	50万円以下の罰金	
維持保全状況に係る報告	定期報告者		建築物の管理者（または届出者、譲り受けた者）	
	提出時期		最初の届出、定期報告後3年毎（3年目の年度内）	
	罰則	維持保全状況が著しく不十分な場合の措置	勧告	
		報告義務違反に係る措置	50万円以下の罰金	

※1：住宅事業建築主が特定住宅を新築する場合は、除外する。

届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模一覧

項目		①2,000㎡相当の規模以上にあたる工事	②全体の1/2以上の改修	③工事実態を踏まえた規模の改修
屋根・壁・床	屋根	修繕・模様替を行う屋根・壁・床の面積の合計が2,000㎡以上	修繕・模様替を行う屋根の面積が屋根全体の1/2以上	－
	壁		修繕・模様替を行う床の面積が床全体の1/2以上	－
	床		下記（※）を参照	－
空気調和設備	熱源設備（暖房用）	交換する熱源設備の定格出力の合計が300 kW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上	－
	熱源設備（冷房用）	交換する熱源設備の定格出力の合計が300 kW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上	－
	ポンプ（暖房用）	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格容量の合計が全体の1/2以上	－
	ポンプ（冷房用）	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格容量の合計が全体の1/2以上	－
	空気調和機	交換する空気調和機の定格風量の合計が60,000㎥/h以上	交換する空気調和機の定格風量の合計が全体の1/2以上	1つの階に設置されている全ての空気調和機を交換する場合
空気調和設備以外の換気設備		交換する送風機の電動機の定格出力の合計が5.5kW以上	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が全体の1/2以上	－
照明設備		交換する部分の床面積の合計が2,000㎡以上	交換する部分の床面積の合計が全体の1/2以上	1つの階の居室に設置されている全ての照明設備を交換する場合
給湯設備	熱源機器	交換する熱源設備の定格出力の合計が200 kW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上	－
	配管設備	交換する配管の長さが500m以上	交換する配管の長さが全体の1/2以上	－
昇降機		二以上の昇降機を交換する場合	－	－

※ 修繕・模様替を行なうことによる省エネ性能の向上が充分に見込めず、また、修繕・模様替の実態として工事が行なわれない部分（道路に接していない敷地境界線から1.5m以下の部分）にある壁を除く。